

東大和市と森永乳業株式会社との地域活性化包括連携協定書

東大和市（以下「甲」という。）及び森永乳業株式会社首都圏支社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、東大和市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、東大和市のより一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的（以下「本目的」という。）とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、本目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）食育及び健康づくりの推進に関すること。
- （2）子育て支援に関すること。
- （3）高齢者支援に関すること。
- （4）災害対策に関すること。
- （5）環境対策に関すること。
- （6）産業振興及び観光振興に関すること。
- （7）その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

（個別協議）

第3条 前項各号に掲げる事項に関する具体的な内容については、別途甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本目的以外に使用してはならず、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- （1）開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
- （2）開示者より開示を受けた後、被開示者の責によらず公知となった情報
- （3）被開示者が秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
- （4）開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報
- （5）第三者に開示することにつき事前に開示者の書面による承諾がある情報

2 前項の規定にかかわらず甲及び乙は、行政庁、裁判所その他の国内外の公的機関等に対して、法令等若しくは規則等又はそれらに基づく決定、命令、指示等に

基づいて秘密情報を開示することができる。

（本協定の変更及び解除）

第5条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに甲又は乙から特段の申し出がないときは、本協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条及び第7条の規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は、協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月30日

甲 東京都東大和市中心3丁目930番地
東大和市
東大和市長 尾崎 保夫

乙 東京都港区港南3丁目8番地1号
森永乳業株式会社首都圏支社
支社長 市丸 充男